

公益社団法人日本通信販売協会主催イベント協賛・協力規程

令和2年1月6日 制定

（目的）

第1条 この規定は、公益社団法人日本通信販売協会（以下「協会」）が主催するイベント（以下「本イベント」）に協賛又は協力しようとする法人その他団体、個人等（以下「企業等」）が、協賛・協力する際に遵守すべき事項を定めるものである。

（定義）

第2条 協賛とは、企業等が協会に対して協賛金又は協賛物品等（以下「協賛金等」）を提供することにより、本イベントの活動に援助を行うことをいう。

2 協力とは、前項に加え、企業等が本イベントにおいて講演等の協力のための活動（以下「協力活動」）をすることにより、本イベントの活動に援助を行うことをいう。

（協賛・協力の申し込み）

第3条 協賛又は協力を行おうとする企業等は、協会に対し次の事項を記載した書面による申し込みを行う。

- （1）協賛又は協力する本イベントの名称及び会期
- （2）企業等の名称及び住所並びに担当者名氏名
- （3）協賛金の額並びに協賛物品の種類及び量
- （4）協力を行うときは企業等が行う講演等の活動の内容
- （5）その他の事項

2 協会は、前項の申込書を受理したときには、申込者に対しその旨を通知する。

（協賛金等の支払い）

第4条 協賛又は協力を行おうとする企業等は、前条第2項に定める受理の通知とともに送付される請求書等により、協賛金等を納入する。

2 協会は、協賛金等の納入を確認した後に、受領の通知を行う。

3 協賛及び協力は、前項の通知のときに成立する。

（協賛金等の使用目的）

第5条 協賛金等は、本イベントの周知、運営及び開催に付随する経費のために使用する。

（協賛・協力の特典）

第6条 協賛又は協力を行う者（以下「協賛者」又は「協力者」）は、次の各号に掲げる事項について特典を受ける。

- （1）本イベントの開催に関する周知活動を協会が行うこと

- (2) 本イベントの参加希望者に対する受付業務を協会が行うこと
- (3) 本イベントの当日運営業務を協会が行うこと
- (4) 本イベントの会場として協会指定の場所を協会が提供すること

2 前項に定めるもの以外の特典については、事前に双方協議を行ったうえで決定する。

(会場の変更)

第7条 本イベントの会場については、前条第1項第4号に定める場所から変更する場合には、その可否について事前に双方協議を行ったうえで決定し、会場変更に伴う費用を協賛者又は協力者が負担する。

(協力活動の内容)

第8条 協力者は、講演内容等その協力活動の内容について協会と事前に協議を行い、協会の活動趣旨及び本イベントの趣旨に則り、協力活動を行う。

2 協力者は、協力活動に必要な資料及び印刷物等の準備を自らの負担で行う。

(禁止事項)

第9条 協賛者及び協力者は、協会の事前の許可を得なければ、次の各号に定める活動を行うことはできない。

- (1) 本イベントに関する宣伝活動
- (2) 本イベント参加者の個人情報収集する活動
- (3) その他、協会が本イベントの趣旨に照らし許可が必要であると認めること

(協賛・協力の取消し)

第10条 協会は、協賛者又は協力者について、次の各号のいずれかに該当する事由があると認める場合には、協賛又は協力を取り消すことができる。

- (1) 法令又は公序良俗に反する活動を行うおそれがあること
- (2) その活動について不正の事実があること
- (3) その他、協会の活動趣旨に照らし協賛又は協力を取り消す合理的理由があること

(開催中止の場合)

第11条 本イベントの開催が中止となった場合でも協賛金等は返還しない。ただし、災害その他の不可抗力による開催中止の場合には、その返還について双方協議を行う。

(その他)

第11条 この規定に定めるもののほか、協賛又は協力に関し必要な事項は、協会が定めることができる。

以上